

1 5 消費者行政の充実強化について

(消費者庁)

【提言の内容】

- (1) 消費者行政活性化基金について、相談窓口数が一定の水準以上である場合や相談業務を土・日曜日にも実施している場合など、先駆的な地域独自の取組を、基金事業の対象として認めること。
- (2) 人件費が対象となる「一元的相談窓口緊急整備事業」については、消費者庁創設に伴い増大する業務に限定しないこと。
また、当該事業を選択する場合における自主財源確保の要件を緩和すること。
- (3) 基金取崩限度額の2分の1要件を廃止するとともに、事業実施期間の延長を認めること。

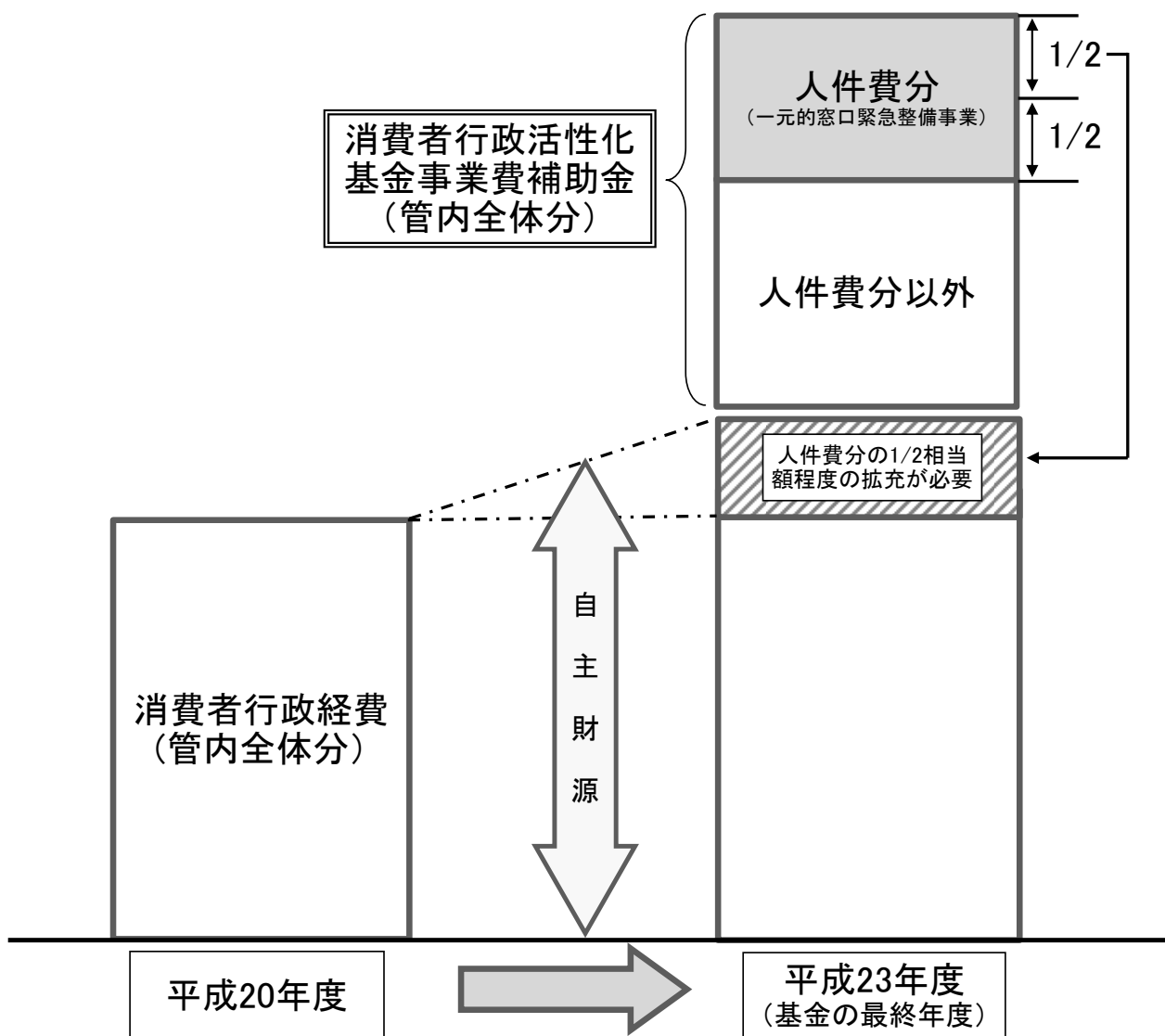
(背景)

- 消費者行政を一元的に推進する消費者庁が創設されたが、安全で安心な消費生活を確保するためには、国における取組とともに、地方の消費生活相談窓口を充実・強化することが肝要である。このため、昨年度造成した消費者行政活性化基金について、上積みをするための平成21年度補正予算が措置され、あわせて基金事業のメニューごとの上限額が廃止されるとともに、支援対象も拡大された。
- 本県においては、県内8か所の県民生活プラザで消費生活相談を実施するとともに、中核となる中央県民生活プラザでは、土・日曜日においても相談業務を行うなど、先駆的な取組を行っている。
しかしながら、消費者行政活性化基金を活用する事業については、新規・拡充事業に限られ、地方独自の取組であっても、既に実施されている事業は対象とならない。
- 「一元的相談窓口緊急整備事業」において、相談員の人件費などの支援対象が拡充されたものの、消費者庁創設に伴い増大する業務に限定され、また相談員の報酬額の引き上げなど処遇改善に要する経費は対象とされていない。
- さらに、当該事業を選択する場合は、平成20年度と対比して、基金の最終年度において、消費者行政経費に占める自主財源が、管内全体として一定程度拡充されていることが要件とされており、基金を十分に活用することができない。
当該事業を選択しない団体にまで影響を及ぼすような管内全体としての制限を緩和することが望まれる。

- 消費者行政を充実・強化するための取組をさらに進めるためには、管内の消費者行政経費の2分の1を上限としている毎年度の基金取崩額の制限を廃止することや、23年度限りとされている基金事業実施期間を延長することが望まれる。

(参 考)

「一元的相談窓口緊急整備事業」における人件費充当の要件



【参考】

- ・ 「管内全体分」とは、県事業費と県内全市町村の事業費の合計。
- ・ このため、県及び県内全市町村は、平成23年度に向け、消費者行政に係る自主財源を概ね平成20年度以上の水準に保つ必要がある。